

## 重要事項一覧

「立入検査の基本的な手続（以下、「本基本手続」という。）」の「1. (4) ①」に定める重要事項を以下のとおり定める。

### 1. 基本的な説明事項

- (1) 立入検査の根拠（法令根拠、検査命令書等）
- (2) 立入開始日、検査官名簿、主な検証範囲（検査基準日も含む）

### 2. 立入検査開始までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）調整する事項

- (1) 事前に提出を求める資料等の記載内容、提出期限、提出方法、資料作成に当たっての留意事項等
- (2) 円滑な立入検査を実施する観点から金融機関側に準備を要請する事項
- (3) 検査通知後における自然災害発生等の場合の対応
- (4) 被検査金融機関からの要望
- (5) 立入検査期間中の被検査金融機関との意思疎通の方法（本基本手続における「2. (3) (4) (5) 並びに (8) の①、④」等を参照のこと）

### 3. 立入検査における留意事項（役職員に周知を依頼する事項）

- (1) 本基本手続の内容
- (2) 検査関係情報、検査結果通知書等の内容の取扱い上の注意（本基本手続における「4. (4)」を参照のこと）
- (3) 立入検査状況の経営陣への的確な報告
- (4) その他主任検査官が適切と判断する留意事項

### 4. 各種制度に関する説明事項

外部監査人との意見交換（外部監査人の金融機関に対する守秘義務解除の合意に係る依頼を含む）